

職員兼業規程

(平成16年島大規則第15号)

(平成16年4月1日制定)

[令和2年12月28日最終改正]

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規則（平成16年島大規則第7号。）第48条の規定に基づき、国立大学法人島根大学（以下「大学」という。）の職員の兼業について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員就業規則第3条第1項第1号及び第2号の職員並びに同条第2項の規定に基づき定められた職種のうち同条第1項第1号に属する職種として定められた職種にあるものに適用する。

(兼業の許可)

第3条 職員は、あらかじめ許可を受けて次の各号に掲げる兼業を行うことができる。

一 営利を目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）の役員（監査役を除く。）、顧問及び評議員（以下次号において「役員等」という。）の職を兼ねる場合で次のいずれかに該当するもの

イ 教員（職員就業規則第3条第1項第1号ロに定める教育職員のうち教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）が技術移転事業者（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第2条第1項にいう特定大学技術移転事業者及び同法第12条第1項にいう認定事業者をいう。以下同じ。）の役員等の職を兼ねる場合

ロ 教員が大学教員の研究成果を活用する事業を実施する営利企業の役員等の職を兼ねる場合

ハ 教員が株式会社又は有限会社の監査役の職を兼ねる場合

二 営利企業における役員等以外の職を兼ねる場合で次のいずれかに該当するもの

イ 公的な要素が強く、営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合

ロ 大学が管理する特許権（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合

ハ 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合

ニ 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合

ホ 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合

- へ 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- ト 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘，評価，選別に関する業務に従事する場合

チ 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

三 営利企業以外の事業の職務に従事する場合

四 自ら営利事業を営む場合（名義が他人であっても本人が営むものと客観的に判断される場合を含む。）で，次のいずれかであって別に定める条件に該当するもの

イ 職員が不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

ロ 職員が前号以外の事業を行う場合

2 職員は，前項の許可を受けようとするときは，事前に所定の兼業許可申請書を提出しなければならない。

（兼業と勤務時間との関係）

第4条 兼業は，原則として所定勤務時間外に従事しなければならない。

（許可基準）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には，原則として兼業を許可することができない。

一 兼業のため勤務時間をさくことにより，職務の遂行に支障が生ずると認められる場合

二 兼業を行うことによる心身の著しい疲労のため，職務遂行に支障をきたすおそれのある場合

三 兼業することが大学の職員としての信用を傷つけ，又は大学全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合

四 営利企業の兼業に従事する場合で，職員の占めている職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれのある場合

五 大学の利益に相反するおそれのある場合

（営利企業以外の兼業の制限）

第6条 第3条第1項第3号に定める営利企業以外の兼業は，次の各号のいずれかに該当する場合には，許可することができない。

一 医療法人及び社会福祉法人の理事長，理事，監事，顧問及び評議員並びに病院長（医療，療養機関の長を含む。）を兼ねる場合

二 他の国立大学法人，学校法人及び放送大学学園の役員（学長，理事長，理事，監事）及び学校長並びに専修学校，各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長，理事，監事）及び学校（園）長を兼ねる場合

三 公益法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員等（会長，理事長，理事，監事，顧問及び評議員等をいう。以下この条において同じ。）を兼ねる場合

四 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類

する教室、塾、講座等の講師を行う場合

五 国、地方公共団体、他の国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人その他の団体の常勤の職につく場合

六 公立、私立の学校、専修学校又は各種学校の長を兼ねる場合

七 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合

八 社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合

九 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

2 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人等の役員等を兼ねる場合には、許可することができる。

一 国際交流を図ることを目的とする法人等

二 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等

三 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等

四 育英奨学に関する法人等

五 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等

六 その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

(勤務時間をさく兼業)

第7条 職員が第3条第1項第1号に定める兼業に従事する場合で、当該兼業が産学官連携の推進に資すると認められ、大学に有益であるものについては、所定勤務時間をさいて従事することができる。

2 前項の規定により、所定勤務時間をさいて兼業に従事したときは、兼業に従事するためにさかれた勤務時間に相当する給与を当該職員の給与から減額する。

(職務として従事する兼業)

第8条 職員が第3条第1項第2号及び第3号に定める兼業に従事する場合で、当該兼業が大学の教育・研究の活性化、産学官連携の推進及び地域社会への貢献等に資すると認められるもので、かつ、次の各号のすべてに該当するものについては、第4条の規定にかかわらず、当該職員の職務として所定勤務時間内に従事することができる。

一 本来の業務に支障がないこと。

二 先方から文書で学長に対して依頼されたものであること。

三 大学を代表して参加するものであること。

四 無報酬であること。

(短期間の兼業)

第9条 第3条第1項第2号及び第3号に定める兼業で、次の各号のいずれかに該当するものは、同条の規定にかかわらず、許可を要しない。ただし、事前に学長に対して文書

で依頼されたものでなければならない。

一 時間数にかかわらず1日限りの場合

二 2日以上6日以内の場合で、総従事時間数が10時間未満の場合

(兼業許可の期間)

第10条 兼業を許可することができる期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合及び第3条第1項第1号に定める兼業の場合は、4年を限度として許可することができる。期間を更新する場合も同様とする。

(兼業許可の取り消し)

第11条 この規程に基づき許可された兼業が、この規程の定めに適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消す。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、兼業の許可に関し必要な細目は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において島根大学職員であった者で施行日に大学職員となった者に係る兼業のうち、施行日の前日において国家公務員法(昭和22年法律第120号)及び人事院規則等に基づき、兼業期間の終期を施行日以後として許可、承認又は同意されたものについては、施行日においてこの規程に基づく許可があったものとみなす。

附 則 (平成19年1月16日一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月29日一部改正)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日一部改正)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。